

## 射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務仕様書

### 1 目的

在宅療養者が安心した生活を送ることを支援するために、多職種（医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、介護保険サービス事業者等）が情報をリアルタイムで共有し、連携を強化することができるシステムを構築するものである。

このシステムの導入により、限られた業務時間の中、情報伝達の時間削減や事務効率化を図ることができ、また多職種の連携をより深めることで一貫した支援を行い、在宅療養者の生活の質の向上を図る。

### 2 システム運用方針

射水市が管理者となり、システム利用者（在宅療養者を支援する多職種）へIDを発行する。利用者はパソコンやモバイル端末等から多職種連携支援システム（以下「システム」という。）にアクセスし、リアルタイムに在宅療養者の状況や多職種の支援状況を把握できるものとする。

システム内に、対象者となる在宅療養者の支援者グループを作成し、グループ内でのみ対象者の情報を共有する。

#### (1) 多職種間の連携の強化

ア 在宅療養者を支援する多職種の連携強化が図れるシステムとなっており、利用者が必要な情報に簡易にアクセスができること。

イ 利用者が双方向で、連携に必要な詳細情報、支援に関する写真データ等を共有できること。

ウ 利用者の権限の範囲内で、データをいつでも編集できること。

#### (2) 情報検索のしやすさ

ア 利用者が必要な情報へ確実にアクセスできるよう、情報の検索機能を充実させ、各種条件を統一的に指定して、詳細な条件から情報を抽出できること。

イ 情報の検索や編集などの操作において、操作者がストレスを感じない応答時間であること。（業務処理負荷の高い時間帯を除く。）

#### (3) システム利用環境・設定

ア サーバー等は本市庁舎外のデータセンターに設置するものとし、運用に必要な環境は受託者が全て用意すること。

イ データセンターは日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が国内にあること。

ウ 本市の端末から（OS：Microsoft Windows 10 Pro、ブラウザ：Microsoft Internet Explorer11）インターネット経由でアクセスが可能なこと。

エ サーバー・ネットワーク機器は冗長化を図ること。

オ 厚生労働省標準規格及び厚生労働省委託事業における用語/コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスターのうち該当するものを使用すること。

カ 把握すべき情報や内容は常に変化することが想定されるため、追加コストをかけずに運用できるよう管理者が入力項目の設定などを容易に変更できること。

(4) 問合せ対応

ア 運用・保守に関する問合せ窓口、障害受付窓口を用意し、対応は迅速に行うこと。

イ システムの操作方法、運用上の質疑、情報変更に関する依頼など本市又は利用者からの問合せに対して、一元的に対応すること。

### 3 業務概要

「射水市多職種連携支援システム機能要件一覧表（別紙1-2）」に基づいたシステムの構築及び必要となる設定を実施し、利用可能な状態にすること。また、本市が管理者としてマスターのメンテナンス等が実施できること。

(1) データベース設計

本市と調整したうえで、選定したシステムの仕様にあわせて、データ項目を設定すること。

(2) データベース導入・設定

機能要件に基づき、パッケージ化されたソフトウェアを利用可能な状態に設定すること。

(3) ユーザーIDの発行及び電子証明書の設定

本システムの利用に当たり、ユーザーIDを発行し、パソコン及びモバイル端末等へ電子証明書の設定を行うこと。システム利用者数には制限がないこと。

(4) 操作・運用マニュアルの提供

「管理者用マニュアル」及び「利用者用マニュアル」を作成し、データで提出すること。

(5) 操作研修

管理者向け研修会1回と利用者向け研修会2回を実施すること。当該研修会では、デモ操作を実施し、質疑応答に対応できる説明者を派遣すること。

(6) 運用テスト

構築後のシステムが正常に稼働するか、ブラウザ表示テストなどの検証を行うこと。

### 4 セキュリティ対策等

以下に示す事項を適切に実施すること。

(1) 機器構成

ア 本委託内容を実現するために、十分な性能を持ったサーバー等の機器を準備し、インターネットデータセンター等のセキュリティ対策及び災害対策が施された場所に設置すること。

イ 機器の構成、設置場所及びセキュリティ対策状況について、本市に報告すること。

ウ 適正な不正アクセス対策をとること。

(2) 機密性

ア システムを利用するパソコン及びモバイル端末等へ電子証明書を発行し、管理できること。

- イ システムのログイン時に、ID及びパスワードによる認証を行うこと。
- ウ 操作ログの取得を可能とすること。
- エ 管理画面の通信はすべて暗号化すること。
- オ 入力フォームや認証が必要とされるページでは、暗号化された通信（SSL対応）が行われること。

### (3) 完全性

- ア コンテンツを管理するサーバー等に、ウィルス対策ソフトウェアを導入すること。
- イ ウィルスソフトは常に最新バージョンに維持して感染を防止すること。
- ウ ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行うこと。
- エ TLSプロトコルのバージョンは最新であること。
- オ 各フォームはSSL暗号通信に対応させ、証明書は信頼できる第三者発行のものを用いること。
- カ 修正プログラムはシステムへの影響を考慮し、可能な限り事前に動作検証を行ったうえで適用すること。
- キ データ及びシステムの復旧を可能とするため、バックアップをとること。

### (4) 拡張性

利用者の拡大、処理データ量の増加に伴うシステム負荷の増大が見込まれた際、将来的にシステムの処理能力の拡張が容易に行えるシステムであること。

### (5) 記録の保持

- ア システムのメンテナンス、修正、更新等の記録を作成し報告するとともに、契約期間を通して保管すること。
- イ 障害発生時は、障害発生から復旧までの全ての記録を作成し報告するとともに、契約期間を通して保管すること。

- (6) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、  
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び個人情報保護条例を遵守すること。

## 5 運用体制・システム保守

### (1) 障害対応

- ア 障害発生の連絡が本市からあった場合は、速やかに初期対応方法を示すこと。初期対応の結果、障害が改善されない場合は、原則として24時間以内に現地等に作業員を派遣し、改善を行うこと。また本市へ速やかに状況を報告すること。
- イ データベースは1日1回のバックアップを取得し、不測の事態においてもバックアップした状態に復元可能であること。
- ウ サーバー・ネットワーク機器は冗長化を図ること。
- エ サーバー障害及びセキュリティに関する問題が発生した場合、速やかに対応できるようサーバーの監視を24時間365日行うこと。

(2) ソフトウェア保守

ア 定期的なメンテナンス作業を実施する場合は、事前に本市に通知した上で、システム運用を止めずに実施するか、夜間に実施すること。

イ システムの不具合修正を継続的に行うこととし、軽微な変更（バージョンアップ）については、運用保守の範囲内で対応すること。

(3) 運用保守費用

システム運用保守のため、毎月発生する経費については、管理者のみに費用がかかることとし、利用者の費用は求めないこと。

**6 特記事項**

本仕様書等の定めがない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定し、誠意を持って対応するものとする。